

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会外来がん治療専門薬剤師認定規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第10号

制定：令和3年3月 6日

改正 令和6年2月10日

（目的）

第1条 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（以下「本法人」と略す。）は、平成25年に施行した外来がん治療認定薬剤師認定制度に加え、さらにがん医療に関し、専門医療機関と薬局が連携して的確な医療を提供できる知識および経験を有する薬剤師を認定するため、外来がん治療専門薬剤師認定規則（以下、「本規則」という）を制定する。

（外来がん治療専門薬剤師）

第2条 本法人外来がん治療認定薬剤師認定規則（規則第5号）（以下、「認定規則」という。）第3条に定める事項を満たしたうえ、以下各号を満たした者を外来がん治療専門薬剤師（以下、「専門薬剤師」という。）として認定する。

（1）病院、診療所または薬局において薬剤師としての実務の経験を5年以上有すること

（2）本法人の定める所定の研修を修了していること

2 前項（2）について、本法人が別に定める基準を満たす研修歴あるいは勤務歴がある場合は、研修を修了しているものとみなす。

（所定の研修修了に相当する研修歴および勤務歴の認証）

第3条 前条第2項で研修を修了しているものとみなす取り扱いを受けようとする者は、研修歴または勤務歴に関し、本法人が別に定める事項について申請を行い、認証を受けなければならない。

2 研修歴および勤務歴の認証の審査は、本法人運営規則（規則第1号）第6条第5項別表2に定める実地研修委員会研修歴審査小委員会が行う。

（小委員会、事例査読員、試験作成員および面接試験員）

第4条 認定規則第4条に規定する小委員会、同第4条の2に規定する事例査読員、同第4条の3に規定する試験作成員および同第4条の4に規定する面接試験員は、本規則に定める認定において認定規則と同じ権能を有する。

(申請)

第5条 専門薬剤師の認定を受けようとする者は、以下各号に掲げる要件を満たしていることを示す書類とともに認定申請書を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 本法人の所定の研修を修了しているか、修了とみなす認証を受けていること
- (2) 病院、診療所または薬局において薬剤師としての実務の経験を5年以上有すること
- (3) 外来がん治療認定薬剤師（以下、「認定薬剤師」という。）であるか、または認定薬剤師試験に合格したこと

(審査・認定)

第6条 資格審査小委員会は、前条の申請に基づき専門薬剤師の認定に関する審査を行い、規定を満たす者を認定薬剤師として理事会に推薦する。

- 2 資格審査小委員会において外来がん治療認定薬剤師として推薦された者は、理事会の承認を受けて認定される。
- 3 理事長は、専門薬剤師として認定された者に認定証を交付する。
- 4 専門薬剤師の最初の認定期間は、以下各号のとおりとする。
 - (1) 認定薬剤師の認定に基づいて認定する場合は、その認定の残り期間
 - (2) 認定薬剤師試験に合格したことに基づいて認定する場合は、合格の日の次の4月1日から3年間

(登録)

第7条 専門薬剤師の登録に関しては、認定規則第8条を準用する。

(認定の更新)

第8条 専門薬剤師の認定の更新に関しては、認定規則第9条、同第10条、同第11条、第11条の2及び第12条を準用する。

(認定の取消・喪失)

第9条 専門薬剤師の認定の取消・喪失に関しては認定規則第13条を準用する。

(暫定認定)

第10条 前各条の規定にかかわらず、令和3年4月1日の時点で認定薬剤師

である者は、病院、診療所または薬局において薬剤師として実務の経験を5年以上有することを証明する書類とともに認定申請書を提出して、暫定的に専門薬剤師の認定の申請を行うことができる。

- 2 この審査・認定に関しては本規則第6条を準用する。
- 3 この登録に関しては本規則第7条を準用する。
- 4 この更新に関しては本規則第8条を準用する。ただし、第8条の規定にかかわらず、暫定的に認定された専門薬剤師の更新後の認定期間は次のとおりとする。
 - (1) 令和4年4月に更新される場合は、専門薬剤師としては令和6年3月31日までの認定とし、認定薬剤師としては同年4月1日から令和7年3月31日まで認定する。
 - (2) 令和5年4月に更新される場合は、専門薬剤師としては令和6年3月31日までの認定とし、認定薬剤師としては同年4月1日から令和8年3月31日まで認定する。
 - (3) 令和6年4月に更新される場合は、認定薬剤師として令和6年4月1日から令和9年3月31日まで認定する。

(暫定的に認定を受けた者の専門認定)

第11条 前条に基づき暫定的に専門薬剤師の認定を受けている者が、本法人の定める所定の研修を修了した場合または修了に相当する認証を受け、改めて専門薬剤師の認定を受けようとする場合、研修修了または認証を証明する書類とともに認定申請書を提出し、審査を受けなければならない。

- 2 前項の申請に基づき認定する場合の認定期間は次のとおりとする。
 - (1) 令和4年4月に更新される暫定的に認定された専門薬剤師
 - ア 令和4年4月の更新の際に認定を行う場合
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
 - イ 令和4年4月2日から令和6年4月1日までに認定を行う場合
認定の日から令和7年3月31日まで
 - (2) 令和5年4月に更新される暫定的に認定された専門薬剤師
 - ア 令和5年の更新より前に認定を行う場合
認定の日から令和5年3月31日まで
 - イ 令和5年4月の更新の際に認定を行う場合
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
 - ウ 令和5年4月2日から令和6年4月1日までに認定を行う場合
認定の日から令和8年3月31日まで
 - (3) 令和6年4月に更新される暫定的に認定された専門薬剤師

- ア 令和6年の更新より前に認定を行う場合
　　認定の日から令和6年3月31日まで
 - イ 令和6年4月の更新の際に認定を行う場合
　　令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 前項の認定期間を経過するときの更新に関しては、本規則第8条を適用する。

(その他)

第12条 本規則に定めるもののほか、本規則の実施について必要な事項は別に定める。

(附則)

第13条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

本規則の改正は令和6年2月11日から施行する。